

形質変更時要届出区域台帳

横浜市

整理番号	整-29-05	指定年月日・指定番号	平成29年5月15日(法第3条) 平成30年7月25日(法第14条) 指-126	所在地	金沢区鳥浜町1番の1、1番の19の各一部		
調製・訂正年月日	平成29年5月15日調製(新規指定)、平成30年7月25日訂正(追加指定)、平成30年9月18日訂正(形質変更①)、平成30年10月15日訂正(区域外搬出①)、令和元年5月30日訂正(形質変更中間完了①)、令和元年11月6日訂正(形質変更完了①)						
形質変更時要届出区域の概況	事業所敷地			面積	488.36平方メートル 710.15平方メートル (平成30年7月25日追加指定)		
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	土地所有者の意向により、法第14条第3項の規定に基づき指定した。 (平成30年7月25日追加指定)						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた 土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該 試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類							
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤 汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該 省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染 の除去等の措置							
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨							
形質変更時要届出区域内 の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目	指定調査機関の名称		
	平成29年2月28日	砒素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準	基礎地盤コンサルタンツ株式会社		
		ほう素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準			
	平成29年12月18日	ほう素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準	基礎地盤コンサルタンツ株式会社		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
土地の形質の変更の実施 状況	届出(着手)時期		完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	①	平成30年8月31日 (平成30年9月18日)	令和1年8月31日	試掘に伴う基準不適合土壤の掘削、新築工事 に伴う杭施工、基準不適合土壤の掘削、被覆	大和リース株式会社	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有	分別等処理
						有・無	
						有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。